

○宗像観光協会宿泊客誘致促進事業補助金交付要綱

平成26年10月1日

告示

(趣旨)

第1条 この告示は、宿泊客を誘致することにより宗像市内(以下「市内」という。)の産業振興を図るため、市内の宿泊施設への宿泊を伴う募集型企画旅行の費用の一部について予算の範囲内で補助する宿泊客誘致促進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「募集型企画旅行」とは、旅行会社があらかじめ旅行の目的地、旅程、運送等について旅行計画を作成し、参加者を募集して実施する団体旅行をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、募集型企画旅行を企画し、及び実施した旅行会社とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる募集型企画旅行の区分及び交付要件は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める募集型企画旅行参加者1人当たりの補助単価に参加者数を乗じて得た額とする。

3 1つの募集型企画旅行につき、10回の旅程を補助金の交付申請の上限とする。

【平成27年4月1日、一部改正】

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宗像観光協会宿泊客誘致促進事業補助金交付申請書【様式第1号】に次に掲げる書類を添えて、宗像観光協会代表理事(以下「代表理事」という。)に申請しなければならない。

(1)旅行計画書の写し

(2)旅行の日程が記載されている書類

(3)その他代表理事が必要と認める書類

2 代表理事は、前項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めるときは、宗像観光協会宿泊客誘致促進事業補助金交付決定通知書【様式第2号】により通知する。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る募集型企画旅行が完了したときは、速やかに宗像観光協会宿泊客誘致促進事業補助金実績報告書【様式第3号】に次の各号に掲げる書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

(1)参加者を募集したパンフレット等の写し

(2)旅行行程表の写し

(3)市内の宿泊施設の宿泊に係る領収書の写し、または場所と金額がわかるもの

(4)市内の飲食店、宿泊施設等での夕食に係る領収書の写し、または場所と金額がわかるもの

(5)大島又は地島内の飲食店、宿泊施設等での食事又は弁当の手配に係る領収書の写し、または場所や購入先と金額がわかるもの(オルレ大島コース等誘致のみ)

(6)その他代表理事が必要と認める書類

2 代表理事は、前項の規定による実績報告があったときは、補助金の額を確定し、宗像観光協会宿泊客誘致促進事業補助金確定通知書【様式第4号】により通知する。

【平成27年4月1日、一部改正】

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

種別	交付要件		補助単価(1人につき)		
	共通要件	個別要件	宿泊補助		航路補助
			基準額が 7,000円 未満のとき	基準額が 7,000円 以上のとき	
宿泊客誘致	(1)募集型企画旅行であること (2)1つの団体の人数が15人以上であること	(1)市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。ただし、日曜日から木曜日までの宿泊に限る (2)市内観光施設を2か所以上旅程に組み込むこと	500円	1,000円	—
大島・地島誘致	(3)出発地が宗像市外であること (4)市内の飲食店か宿泊施設で夕食をとること	(1)市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること (2)九州オルレ宗像・大島コース、うみんぐ大島、地島椿ロード又は島内観光地2か所以上訪問のいずれかを旅程に組み込むこと (3)大島又は地島内の飲食店や旅館等で食事をとる又は弁当の手配を行うこと	500円	1,000円	500円

※基準額とは、市内の宿泊施設に宿泊した宿泊費及び市内の飲食店・宿泊施設等での夕食に係る費用の合算

【お問合せ先】

〒811-3502 福岡県宗像市江口 1172

TEL: 0940-62-3811

FAX: 0940-62-3821

宗像観光情報コーナー(道の駅むなかた内)